

平成27年第4回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|-------------|-----------------|-------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年12月10日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 12月10日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 12月10日 現場踏査後散会 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 久 田 浩 也 |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 1 | 與 儀 常 次 | 2 | 上 原 祐 希 |
| 職務のため議場に出席したもの | 事務局 長 | 小那覇 安 啓 | 書 記 | 宇茂佐 和 代 |
| | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 経 済 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 副 村 長 | 大 城 清 紀 | 住 民 課 長 | 田 場 盛 史 |
| | 教 育 長 | 新 城 敦 | 福 祉 保 健 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 総 務 課 長 | 小那覇 安 隆 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 |
| | 企画財政課長 | 當 山 清 巳 | 建 設 課 副 主 幹 | 山 城 義 光 |
| | 学校教育課長 | 田 港 朝 津 | 補 佐 兼 社 会 教 育 係 長 | 嘉 陽 健 |
| | 社会教育課長 | 与 那 満 | | |
| 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | | |

平成27年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成27年12月10日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|--|--------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長の行政報告 | |
| 5 | 議案第52号 | 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について | 説 明 |
| 6 | 議案第53号 | 今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 7 | 議案第54号 | 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 8 | 議案第55号 | 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 9 | 議案第56号 | 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 10 | 議案第57号 | 平成27年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について | 説 明 |
| 11 | 議案第58号 | 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について | 説 明 |
| 12 | 議案第59号 | 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について | 説 明 |
| 13 | 議案第60号 | 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について | 説 明 |
| 14 | 議案第61号 | 工事請負契約について | 説 明・質 疑 討 論・採 決 |
| 15 | 議案第62号 | 工事請負契約について | 説 明・質 疑 討 論・採 決 |
| 16 | | 現場踏査 | |

○ 議長 東恩納寛政君 平成27年第4回今帰仁村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

日程の前にですね、今12月定例会から、今帰仁村議会議事者の席に補佐の皆さんの出席を要請することになりました。テーブル、椅子が4脚空いておりますので、4名の補佐の皆さんが参加することになります。どなたが座るかはその都度当局と議会事務局で合議して決めていきたいと思っております。これは、ある意味では一般質問と質疑等がスムーズに行くようにという初の試みであります。皆さんもそのつもりで。議会の全協の中では、補佐の発言とかそういうことについても説明がありましたので、皆さんも心得ているかと思いますが、何しろ初の試みでありますから、何かありましたらまたその都度対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成27年第4回今帰仁村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 與儀常次議員及び2番 上原祐希議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月18日までの9日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

1. 9月6日 今帰仁ハーリーカーニバルが行われました。

2. 9月8日 今帰仁村敬老会が行われました。

3. 9月10日 北部地区畜産共進会が行われました。

4. 9月11日 運天港活用推進協議会に参加しました。

5. 9月12日 北部広域市町村圏事務組合議会定例会に参加しました。

6. 9月12日 第70回今帰仁村陸上競技大会が行われました。

～13日

7. 9月20日 村内各小学校の運動会が行われました。
8. 10月1日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が徳之島町で行われました。
9. 10月4日 北山高等学校北山祭が行われました。
10. 10月10日 やんばる産業まつりが行われました。
11. 10月11日 老人婦人スポーツ大会が行われました。
12. 10月18日 国頭郡陸上大会が本部町で行われました。
13. " 古宇利大橋10周年記念事業が行われました。
14. 10月20日 今帰仁村平和祈額祭に参列致しました。
15. 10月21日 町村議会議長会定例総会が伊是名村で行われました。
 ~22日
16. 10月24日 第6回今帰仁まつりが行われました。
 ~25日
17. 10月24日 本部町役場落成式に参加しました。
18. 10月27日 「飲酒運転根絶県民大会」が行われました。
19. 10月28日 町村議会議員・事務局研修会に参加しました。
20. 10月29日 北部地域における基幹病院整備の実現を求める要請行動に参加しました。
21. 11月1日 今帰仁郷友会大運動会が浦添市で行われました。
22. 11月7日 ツール・ド・沖縄開会式が行われました。
23. 11月8日 平良新助翁顕彰碑除幕式及び祝賀会が開催されました。
24. 11月9日 秋季全国火災予防運動に参加しました。
25. 11月10日 古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村実行委員会に参加しました。
26. 11月11日 町村議会議長会・全国大会（東京）に参加しました。
27. 11月12日 北部市町村議会議長会「兵庫県」視察研修に参加しました。
 ~14日
28. 11月16日 暴力団追放沖縄県民大会が那覇市で行われました。
29. " 東ティモール訪問団歓迎会が行われました。
30. 11月28日 「今帰仁村立認定子ども園」の開園に向けた学習会が行われました。
31. 11月30日 「第6回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」大会記者発表が行われまし
 た。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 皆さん、おはようございます。村長行政報告を行います。行政報告については皆さんのお手元に配付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。朗読は省略いたします。

- 9月 1日 世界遺産ミュージックフェスティバル実行委員会を開催しました。
- 6日 今帰仁ハーリーカーニバルが開催されました。
- 7日 健康づくり講演会を開催しました。

- 9月 7日 青年会議所県大会・海士町長講演会に参加しました。
- 8日 今帰仁村敬老会を開催しました。
- 9日 バンジージャンプについて北部土木事務所へ要請しました。
- 10日 北部地区畜産共進会が開催されました。
- 11日 運天港活用推進協議会を開催しました。
- 12日 13日 第70回今帰仁村陸上競技大会が開催されました。
- 16日 総合教育会議を開催しました。
- 20日 村内各小学校の運動会が開催されました。
- 25日 乙羽園にて敬老会が開催されました。
- 29日 今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画ワークショップを開催しました。
- 10月 1日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が徳之島町で開催されました。
- 4日 第3回本部地区少年健全育成軟式学童野球大会が開催されました。
- 〃 北山高等学校にて北山祭が開催されました。
- 9日 平成27年全国地域安全運動本部地区出発式が開催されました。
- 10日 やんばるの産業まつりが開催されました。（～11日まで）
村立保育所合同運動会を開催しました。
- 11日 老人婦人スポーツ大会が開催されました。
- 14日 第2回子ども・子育て会議を開催しました。
- 15日 沖縄県港湾協会総会が開催されました。
- 17日 乙羽園にて「米寿」合同祝が開催されました。
- 〃 世界遺産ミュージックフェスティバルを開催しました。
- 18日 国頭郡陸上競技大会が開催されました。
- 〃 古宇利大橋10周年記念事業が開催されました。
- 19日 第1回今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会を開催しました。
- 20日 今帰仁村平和祈願祭を開催しました。
- 24日 25日 第6回今帰仁まつりを開催しました。
- 27日 「飲酒運転根絶県民大会」が開催されました。
- 30日 沖縄県高等学校駅伝競走大会が開催されました。
- 〃 認定子ども園・保育所民営化住民説明会を開催しました。（コミセン）
- 11月 1日 今帰仁郷友会大運動会が開催されました。
- 2日 国民健康保険理事者等特別研修会が開催されました。
- 4日 認定子ども園・保育所民営化住民説明会を開催しました。（仲尾次保育所）
- 4日 5日 今帰仁村チャリティゴルフを開催しました。
- 5日 湧川区にて地震津波避難訓練を実施しました。
- 6日 茸第2出荷施設運営協議会が開催されました。

- 11月 6日 運天港三村交流事業実行委員会が開催されました。
- 〃 認定子ども園・保育所民営化住民説明会を開催しました。(仲宗根保育所)
- 7日 ツール・ド・おきなわ開会式が開催されました。
- 8日 平良新助翁顕彰碑除幕式及び祝賀会が開催されました。
- 9日 秋季全国火災予防運動を開催しました。
- 10日 今帰仁フェア実行委員会、古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村実行委員会を開催しました。
- 11～14日 「台湾経済セミナー」「沖縄ナイトin台湾」に参加しました。
- 13日 第28回一人暮らし老人激励会が開催されました。
- 14日 第3回いいな運天港いちゃり場まつりが開催されました。
- 16～19日 全国町村長大会に参加しました。
- 16日 東ティモール訪問団歓迎会が開催されました。
- 25日 障害者自立支援協議会を開催しました。
- 26日 今帰仁村家畜市場にて第1回山羊セリが開催されました。
- 〃 県立農業大学誘致期成会実行委員会を開催しました。
- 27日 沖縄県町村会定期総会が開催されました。
- 28～29日 「今帰仁村立認定子ども園」の開園に向けた学習会を開催しました。
- 30日 「第6回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」大会記者発表を開催しました。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5. 「議案第52号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 皆さん、おはようございます。

議案第52号

今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、個人番号の利用及び提供等に関して必要な事項を定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （3）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （5）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（村の責務）

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

| | 機 関 | 事 務 |
|---|-----|-----------------------|
| 1 | 村長 | 重度心身障害者（児）医療費助成に関する事務 |
| 2 | 村長 | 母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務 |
| 3 | 村長 | こども医療費助成に関する事務 |

別表第2 (第4条第1項関係)

| | 機 関 | 事 務 | 特定個人情報 |
|---|-----|-----------------------|---|
| 1 | 村長 | 重度心身障害者（児）医療費助成に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、こども医療費助成関係情報、母子及び父子家庭等医療費助成関係情報 |
| 2 | 村長 | 母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報 |

| | | | |
|---|----|----------------|---|
| | | | 報、児童扶養手当関係情報、こども医療費助成関係情報、重度心身障害者（児）医療費助成関係情報 |
| 3 | 村長 | こども医療費助成に関する事務 | 住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報、重度心身障害者（児）医療費助成関係情報、母子及び父子家庭等医療費助成関係情報 |

別表第3（第5条第1項関係）

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 | |
|--------|-------|---|--------|--|
| 1 | 村長 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 村長 | 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

○ 議長 東恩納寛政君 日程第6。「議案第53号 今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第53号

今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行に伴い、今帰仁村行政手続条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例

今帰仁村行政手続条例（平成11年条例第15号）の一部を、次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第2条第5号、第3条第5号、第4条、第13条、第14条、第15条、第22条第3項及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項、第3項を4項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした村の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次の掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する村の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次の掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は村の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(今帰仁村税条例の一部を改正する条例)

2 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「同条例第33条第2項」を「同条例第33条第3項」に改める。

次ページの新旧対照表はお目通しをいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第7. 「議案第54号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第54号

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の改正により、徴収の猶予制度等に関する規定の追加を行うとともに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）についても所要の規定の整備を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

（徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（村長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の村長が指定する月）における分割納付又は分割納入とする。

2 村長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る村の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

- 4 村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。
(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
 - (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が6月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

(職権による換価の猶予の手續等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（村長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の村長が指定する月）における分割納付又は分割納入とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（村長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の村長が指定する月）における分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 村の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が50万円以下である場合
- (2) 猶予期間が6月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち今帰仁村税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中村税条例第8条から第18条の2の改正規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の今帰仁村税条例（以下「新条例」という。）第8条から第9条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下、「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）

の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

次ページ以降に改正条例が添付されておりますけれども、住民課長のほうで内容について説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 議案第54号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について概要を説明いたします。

平成26年度の税制改正における国税の猶予制度の見直しを踏まえ、地方分権を推進する観点から、猶予等に係る担保の徴収基準など、一定の事項については各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、地方税法等の一部改正に伴い、村税条例について猶予制度等の規定を追加するものです。また、平成27年9月30日に公布された地方税法施行規則等の一部を改正する省令において、納税通知書、納付書及び納入書について個人番号及び法人番号は当面記載しないこととなったため、平成27年条例第24号で改正した納付書及び納入書への法人番号の記載について、削除を行うものとなっております。

規定の中にございます徴収の猶予とは、災害や病気及び負傷など経済的な理由等により納期内の納付が困難と認められる場合に、納税者の申請に基づいて納税が猶予される制度となっております。事業者については事業の廃止や休止、または著しい損失を受けたときなどが該当します。換価の猶予については、納税について誠実な意思を有する者が村税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど、一定の要件に該当するときは1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予を認めるものとなっております。改正につきましては、国税の基準に準拠する規定となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8. 「議案第55号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第55号

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

古宇利ふれあい広場シャワー使用料について、指定管理者の収入とすることができる規定を設けるため、この議案を提出します。

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第8条の2 村長は、相当と認めるときは、別表第4の区分の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第4に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条の2関係）

| 区分 | 施設利用料金 |
|---------------------|--------|
| 古宇利ふれあい広場 シャワー1回につき | 100円以下 |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- 議長 東恩納寛政君 日程第9. 「議案第56号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第56号

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

平成27年10月7日付け、文部科学省告示第173号により今帰仁城跡附シイナ城跡が追加指定されたため、この議案を提出します。

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例

今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第四次指定地域及び第五次指定地域」を「第四次指定地域、第五次指定地域及び第六次指定地域」に改める。

別表に次のとおり加える。

第六次指定地域（平成27年10月7日指定）

| 大字 | 小字 | 地番 | 地目 | 面積㎡ | 備考 |
|----|------|------|----|------------|----|
| 今泊 | ハンタ原 | 4617 | 原野 | (㎡) 171 | |
| 〃 | 〃 | 4618 | 〃 | 113 | |
| 〃 | 〃 | 4630 | 畑 | 354 | |

| | | | | | |
|-----|------|---------|----|--------|--|
| 今泊 | ハンタ原 | 4675 | 原野 | 436 | |
| 〃 | 〃 | 4679- 1 | 〃 | 348 | |
| 〃 | 〃 | 4710 | 〃 | 165 | |
| 〃 | 〃 | 4711 | 畑 | 216 | |
| 〃 | 〃 | 4714 | 原野 | 177 | |
| 〃 | 〃 | 4733 | 〃 | 386 | |
| 〃 | 〃 | 4763 | 〃 | 2, 547 | |
| 今泊 | アタイ原 | 4932 | 原野 | 97 | |
| 〃 | 〃 | 4935 | 〃 | 389 | |
| 〃 | 〃 | 4952 | 畑 | 303 | |
| 〃 | 〃 | 4973 | 原野 | 32 | |
| 〃 | 〃 | 4977 | 畑 | 82 | |
| 〃 | 〃 | 4979 | 原野 | 563 | |
| 〃 | 〃 | 4986 | 〃 | 547 | |
| 〃 | 〃 | 5085 | 畑 | 371 | |
| 〃 | 〃 | 5124 | 〃 | 359 | |
| 呉我山 | 三謝原 | 68- 1 | 原野 | 5, 348 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月7日から適用する。

次ページ以降に内訳が載っております。それと追加指定された図面が朱書きで表示されておりますので、お目通しをください。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「議案第57号 平成27年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第57号

平成27年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,367万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1 村 税 | | 555,537 | 8,000 | 563,537 |
| | 2 固定資産税 | 294,981 | 8,000 | 302,981 |
| 11 地方交付税 | | 2,003,597 | 59,385 | 2,062,982 |
| | 1 地方交付税 | 2,003,597 | 59,385 | 2,062,982 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 1 | 1,920 | 1,921 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 1 | 1,920 | 1,921 |
| 13 分担金及び負担金 | | 95,174 | 594 | 95,768 |
| | 2 負担金 | 43,320 | 594 | 43,914 |
| 15 国庫支出金 | | 580,958 | 39,571 | 620,529 |
| | 1 国庫負担金 | 283,323 | 37,470 | 320,793 |
| | 2 国庫補助金 | 294,954 | 2,101 | 297,055 |
| 16 県支出金 | | 1,092,909 | 66,787 | 1,159,696 |
| | 1 県負担金 | 173,465 | 20,319 | 193,784 |
| | 2 県補助金 | 886,876 | 46,336 | 933,212 |
| | 3 県委託金 | 32,568 | 132 | 32,700 |
| 18 寄附金 | | 4,961 | 28,625 | 33,586 |
| | 1 寄附金 | 4,961 | 28,625 | 33,586 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-----------|---------|-----------|
| 19 繰入金 | | 136,266 | 16,100 | 152,366 |
| | 1 繰入金 | 136,266 | 16,100 | 152,366 |
| 20 村債 | | 288,925 | 10,900 | 299,825 |
| | 1 村債 | 288,925 | 10,900 | 299,825 |
| 歳入合計 | | 5,461,796 | 231,882 | 5,693,678 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 | | 79,283 | △100 | 79,183 |
| | 1 議会費 | 79,283 | △100 | 79,183 |
| 2 総務費 | | 849,635 | 52,638 | 902,273 |
| | 1 総務管理費 | 724,109 | 51,356 | 775,465 |
| | 2 徴税費 | 77,786 | 1,118 | 78,904 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 30,994 | △120 | 30,874 |
| | 4 選挙費 | 10,460 | 264 | 10,724 |
| | 6 監査委員費 | 1,695 | 20 | 1,715 |
| 3 民生費 | | 1,538,153 | 93,125 | 1,631,278 |
| | 1 社会福祉費 | 1,003,595 | 77,085 | 1,080,680 |
| | 2 児童福祉費 | 534,558 | 16,040 | 550,598 |
| 4 衛生費 | | 329,797 | 2,919 | 332,716 |
| | 1 保健衛生費 | 142,077 | 2,739 | 144,816 |
| | 2 清掃費 | 187,720 | 180 | 187,900 |
| 6 農林水産業費 | | 646,980 | 8,144 | 655,124 |
| | 1 農業費 | 576,929 | 6,657 | 583,586 |
| | 2 林業費 | 10,952 | 1,487 | 12,439 |
| 7 商工費 | | 250,016 | 18,981 | 268,997 |
| | 1 商工費 | 250,016 | 18,981 | 268,997 |
| 8 土木費 | | 390,955 | 2,313 | 393,268 |
| | 1 土木管理費 | 13,998 | △174 | 13,824 |
| | 2 道路橋梁費 | 272,649 | 2,071 | 274,720 |
| | 3 河川費 | 54,439 | 0 | 54,439 |
| | 4 港湾費 | 21,758 | 111 | 21,869 |
| | 5 住宅費 | 28,111 | 305 | 28,416 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 10 教 育 費 | | 704,404 | 53,862 | 758,266 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 115,823 | 4,782 | 120,605 |
| | 2 小 学 校 費 | 69,988 | △1,578 | 68,410 |
| | 3 中 学 校 費 | 28,206 | 3,818 | 32,024 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 41,126 | 3,525 | 44,651 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 198,795 | 1,890 | 200,685 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 250,466 | 41,425 | 291,891 |
| 歳 出 合 計 | | 5,461,796 | 231,882 | 5,693,678 |

第2表 地 方 債 補 正

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-----------------|-------------|-------|---|---|--------------|-------|---|---|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 村づくり交付金（西部地区） | 千円 6,400 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすることが できる。 | 千円 37,700 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率) | 政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすることが できる。 |
| 村づくり交付金（中部地区） | 2,800 | 〃 | | | 2,800 | 〃 | | |
| 村づくり交付金（東部地区） | 14,500 | 〃 | | | 14,500 | 〃 | | |
| 漁村再生交付金事業 | 6,700 | 〃 | | | 6,700 | 〃 | | |
| 与那嶺諸志線道路改築事業 | 23,000 | 〃 | | | 23,000 | 〃 | | |
| 村道古宇利線改良事業 | 14,900 | 〃 | | | 14,900 | 〃 | | |
| 村営兼次第2団地新築事業 | 5,700 | 〃 | | | 5,700 | 〃 | | |
| 沖縄振興特別推進交付金事業 | 50,200 | 〃 | | | 59,800 | 〃 | | |
| 史跡今帰仁城跡買上事業 | 3,800 | 〃 | | | 3,800 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 153,225 | 〃 | | | 153,225 | 〃 | | |
| 富原林道災害復旧事業 | 7,700 | 〃 | | | 7,700 | 〃 | | |
| 集落基盤整備事業 今帰仁西地区 | 0 | 〃 | | | 4,000 | 〃 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | 288,925 | | 299,825 | | | | | |

続きまして8ページをお願いいたします。歳入の細節の説明をしたいと思います。説明をする前にお断りをしておきます。300万円以上の変更額について説明していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

8ページですね、歳入、1款村税、2項固定資産税、1目固定資産税が800万円の増。内訳といたしましては、1節現年課税分が400万円、2節滞納繰越分が400万円となっております。

続きまして9ページをお願いします。11款地方交付税、1項地方交付税でございます。1目地方交付税、補正額が5,938万5,000円でございます。これは1節普通交付税によるものでございます。

12ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金、補正額が2,860万6,000円でございます。この内訳といたしまして、5節身体障害者福祉費負担金が主な要因となっております。続きまして5目保険基盤安定負担金が886万4,000円の増でございます。これは1節保険基盤安定負担金によるものでございます。

続きまして14ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金は1目民生費県負担金の補正額が1,365万1,000円の増となっております。これは2節身体障害者福祉費負担金が主な要因となっております。続きまして3目保険基盤安定負担金の666万8,000円の増は1節保険基盤安定負担金によるものでございます。

続きまして15ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金が3,810万3,000円の増。これにつきましては2節沖縄振興交付金事業補助金が主なものでございます。続きまして4目農林水産業費県補助金が808万3,000円の増でございます。これは7節村づくり交付金が1,361万2,000円減りましたが、8節の沖縄振興公共投資交付金が2,025万4,000円とふえたものによるものでございます。

17ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額が2,862万5,000円でございます。これは1節寄附金によるものでございます。

続きまして18ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額の1,610万円は1節繰入金1,610万円によるものでございます。

続きまして19ページをお願いします。22款村債、1項村債、1目総務費の960万円の増は1節の総務費でございます。

続いて21ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、補正額が2,043万1,000円でございます。これは次ページの13節委託料1,510万円が主な要因でございます。続きまして4目財産管理費2,892万5,000円の補正増は、25節積立金によるものでございます。

27ページをお願いします。歳出でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費が補正額として2,129万8,000円の増となっております。これは28節繰出金の2,053万4,000円が主な要因となっております。

続きまして28ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費が5,204万1,000円の補正増でございます。これは20節扶助費5,200万円によるものとなっております。

続きまして29ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費が421万円の増で

ございます。これは20節扶助費421万円でございます。続きまして3目保育所費1,182万7,000円の増でございます。これは4節共済費450万円、11節需用費509万円が主な要因となっております。

31ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費でございます。これは552万円の増となっております。これは13節委託料350万円が主な要因となっております。

続きまして34ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、9目村づくり交付金は減額の1,612万円でございます。これは13節委託料が539万7,000円ふえておりますけれども、15節工事請負費の2,077万円の減が主な要因となっております。続きまして10目集落基盤整備事業今帰仁西地区が補正額2,521万5,000円の増となっております。これは13節委託料が主な要因でございます。

続きまして37ページをお願いします。7款の商工費、1項商工費、4目環境保全美化推進事業の補正額が334万6,000円。これは13節委託料の310万円が主な要因となっております。

続きまして38ページをお願いします。同じく7款商工費、1項商工費の6目観光力基盤強化事業1,347万4,000円の増。これは15節工事請負費1,197万4,000円の増が主な要因となっております。

45ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額478万2,000円でございますが、これは13節委託料の337万7,000円の増が主な要因でございます。

続きまして48ページをお願いします。同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の補正額が338万円の増となっております。これは18節の備品購入費が主な要因でございます。

続きまして49ページをお願いします。同じく10款の教育費ですけれども、4項の幼稚園費、1目幼稚園管理費が352万5,000円の補正増となっております。これは7節賃金296万2,000円が主な要因となっております。

続きまして52ページをお願いいたします。同じく10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額は3,755万1,000円の増となっております。これは13節委託料が301万9,000円減額になっておりますけれども、15節の工事請負費の3,815万7,000円の増が主な要因となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「議案第58号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第58号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,187万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,909万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 574,023 | 96,441 | 670,464 |
| | 1 国民健康保険税 | 574,023 | 96,441 | 670,464 |
| 4 国庫支出金 | | 665,718 | 69,700 | 735,418 |
| | 1 国庫負担金 | 387,124 | 54,400 | 441,524 |
| | 2 国庫補助金 | 278,594 | 15,300 | 293,894 |
| 5 療養給付費交付金 | | 47,335 | 5,000 | 52,335 |
| | 1 療養給付費交付金 | 47,335 | 5,000 | 52,335 |
| 7 県支出金 | | 120,223 | 200 | 120,423 |
| | 2 県補助金 | 102,380 | 200 | 102,580 |
| 12 繰入金 | | 171,181 | 20,532 | 191,713 |
| | 1 他会計繰入金 | 171,180 | 20,532 | 191,712 |
| 歳入合計 | | 2,287,223 | 191,873 | 2,479,096 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 保険給付費 | | 1,031,526 | 175,200 | 1,206,726 |
| | 1 療養諸費 | 877,220 | 137,000 | 1,014,220 |
| | 2 高額療養費 | 138,996 | 38,200 | 177,196 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 3 後期高齢者支援金等 | | 199,638 | 332 | 199,970 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 199,638 | 332 | 199,970 |
| 4 前期高齢者納付金等 | | 215 | △82 | 133 |
| | 1 前期高齢者納付金等 | 215 | △82 | 133 |
| 6 介護納付金 | | 103,527 | △227 | 103,300 |
| | 1 介護納付金 | 103,527 | △227 | 103,300 |
| 8 保健施設費 | | 26,921 | 200 | 27,121 |
| | 2 保健施設費 | 14,727 | 200 | 14,927 |
| 11 諸支出金 | | 13,772 | 16,450 | 30,222 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 13,772 | 16,450 | 30,222 |
| 歳出合計 | | 2,287,223 | 191,873 | 2,479,096 |

3ページ、4ページは割愛いたします。

5ページをお願いします。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税が9,644万1,000円の増。主なものといたしましては1節医療給付費分現年課税分が9,633万6,000円の増になったものでございます。

続きまして6ページをお願いします。4款国庫支出金、1項の国庫負担金、2目療養給付費等負担金の補正額が5,440万円の増でございます。これは1節現年度分でございます。

続きまして7ページをお願いします。同じく4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金が1,530万円の増でございます。これは1節財政調整交付金によるものでございます。

続きまして8ページをお願いします。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金が500万円の補正増となっております。これは1節現年度分によるものでございます。

続きまして10ページをお願いします。12款繰入金、1項他会計繰入金、1目他会計繰入金、補正額2,053万2,000円でございます。これは1節保険基盤安定繰入金によるものとなっております。

続きまして歳出、11ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費が補正額が1億3,000万円、これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。続きまして2目退職被保険者等療養給付費が500万円の増でございます。これも19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

続きまして12ページをお願いします。2款保険給付費、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費3,800万円の補正増となっております。これは19節負担金、補助及び交付金によるものとなっております。

続きまして歳出、17ページをお願いします。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目の償還金が補正額1,645万円。これは23節償還金、利子及び割引料によるものとなっております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12. 「議案第59号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第59号

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|--------|-----|--------|
| 4 繰入金 | | 44,293 | 178 | 44,471 |
| | 1 一般会計繰入金 | 44,293 | 178 | 44,471 |
| 歳入合計 | | 83,671 | 178 | 83,849 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------------|----------------------|--------|-----|--------|
| 2 後期高齢者医療広域連合 納付金 | | 79,998 | 178 | 80,176 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合 納付金 | 79,998 | 178 | 80,176 |
| 歳出合計 | | 83,671 | 178 | 83,849 |

以下、予算書を添付しておりますけれども、少額でありますのでお目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第13. 「議案第60号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第60号

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について

上記案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成27年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,466万円は当年度分損益勘定留保資金2,678万6,000円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額787万4,000円で補てんするものとする。）。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 支 出 | | | |
| 第1款 資本的支出 | 719,492千円 | 10,000千円 | 729,492千円 |
| 第1項 建設改良費 | 569,591千円 | 10,000千円 | 579,591千円 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

| | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|----------|---------|----------|
| (1) 職員給与費 | 36,640千円 | △300千円 | 36,340千円 |

平成27年12月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

日程第14. 「議案第61号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第61号

工事請負契約について

村道与那嶺諸志線道路改築工事（6工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1, 契約の目的 | 村道与那嶺諸志線道路改築工事（6工区） |
| 2, 原契約の金額 | ¥44,830,800 |
| 3, 変更契約の金額 | ¥ 5,756,400 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字兼次128番地 有限会社 北山建設 取締役 山城 明 |

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

村道与那嶺諸志線道路改築工事（6工区）の設計変更による増額のため、この議案を提出します。

次ページに工事請負変更契約書の写しを添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 議案第61号について質疑いたしますが、提案理由のほうに設計変更による増額とありますが、この設計変更の詳細の説明を求めます。

- 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。
- 建設課長 金城正明君 9番山城議員の質疑についてお答えいたします。

今回の与那嶺諸志線道路改築工事（6工区）の設計変更の内容についてですが、今回、舗装工ですね、上層路盤、路盤工があるんですが、その追加とですね、あと排水溝の追加と、あと付帯工で防護柵設置工の設計の変更の内容を行っております。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第61号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第61号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 「議案第62号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第62号

工事請負契約について

今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業プール建築電気施設改修工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1, 契約の目的 | 今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業プール建築電気施設改修工事 |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3, 契約の金額 | ¥61,344,000 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字湧川589番地 |

嘉陽組 有限会社
取締役 嘉陽 重壽

平成27年12月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提 案 理 由

今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業プール建築電気施設改修工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めするため、この議案を提出します。

次ページに工事請負契約書の写しを添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 議案第62号 工事請負契約について質疑いたします。請負の金額が6,134万4,000円ということで、プールの改築だと思うんですけど、どのように改築するのかですね、どこどこを。また、終わった後、前みたいに温水プールになるのかどうかですね。答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 ただいまの1番與儀議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまの質疑につきましては、今回5,000万円以上ということで要請をしておりますけれども、プールの屋根、外周ですね、その工事を優先的に進めてまいりたいということになっております。その後、温水化についてはですね、前議会ですか、定例会でも申し上げたとおり温水化ということで計画をしているところでございます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時11分)

1番與儀常次議員。

- 1番 與儀常次君 工事が終わったら、これはいつごろから使えるのか。4月から使えるのかですね、5月からとかあると思いますので、いつごろから住民が使えるかどうか。答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。
- 社会教育課長 与那 満君 與儀議員の質疑にお答えいたします。

工期は3月ということで、ただいま計画を進めておりますけれども、本議会でまず承認を要望するという内容の説明させていただきたいと思います。まず12月10日、専決承認を得ることで本来は18日なんですけど、8日間の調整期間を要すると。資材確保のためでございます。年末契約のため、各業界が年末年始休暇により、工事資材の確保が大変厳しいということで、本土発注になってですね、そういった関連

からして、私たちはこの承認を得て早目の着工に移っていただいて、6月ぐらいからは入っていけるかなというふうに今、検討しているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 さっきの答弁で、温水もやるとありましたけれども、温水は何月から何月まで温水なのかということでもありますので、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時14分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの與儀議員の質疑にお答えいたします。

温水期間がですね、10月から5月までという期間になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 工事請負契約について質疑いたします。

今回、12月から工事に入るとのことだと認識しておりますが、プールはことし8月末で閉じていますので、この間、なぜ営業できなかったのかなという住民からの問い合わせ等がありましたので、それについてですね、明確な説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの3番議員、與那嶺 透議員のご質疑にお答えします。

プールを閉めていた理由ということですが、それにつきましては運動公園のプール改修設計委託業務が16日の委託業務完了という検査を行うためにですね、調査が入ります。そういったもろもろの中で、図面精査及び見積りの取り寄せに約1カ月間の時間を要している状況でございました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 これは利用者がいたらできなかった業務なんですか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 與那嶺議員の質疑にお答えいたします。

中で泳がれていきますと、業者の皆さんが入り込んで調査したり、細かいところの調査ができないということと、屋根に上ったり細かいチェックのほうはかなり時間をかけて細々とやっていく状況でございました。ということでよろしいでしょうか。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 温水プールについてですが、現在は屋根はトタンですね。トタンですけど、中の鉄骨はどぶづけの亜鉛メッキなのか。それと、屋根は工場の上のセメントの厚みのあるやつがあるんですよ。それにかえるのか。またガルバニウムでやるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 與那嶺議員の質疑にお答えいたします。

屋根の素材についての質疑でございましたけれども、屋根はですね、ガルバニウム銅版と言いまして、アルミニウム亜鉛合板。フッ素カラー焼き付け塗装も兼ねてやるということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 なぜ聞くかと言いますとですね、向こうは潮風が非常に強いわけですね。鉄骨はいくらやろうがさびはするんですよ。それよりはセメントのスライドをやったほうが、将来的によっぽど割れないうちは、さびでの雨漏りとかもないわけですよ。これにかえる余地はないのか。私はこれは疑問に思いますけど、どうですか。かえる必要があると思うんですけど、図面変更をですね。鉄だったら腐れるんですよ。真鍮じゃなければ。銅版は潮風でさびしますよね。そういう意味で、今で設計変更をしてやったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時24分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 與那嶺議員の質疑にお答えいたします。

大変専門的なことをございましたけれども、平成3年から現在に至ってプールの屋根のさびがひどくて改修工事ということになっておりますけれども、前回のプールのトタンにつきましては、どぶづけだけのみ処理されていたようです。それが今回のどぶづけは前回は5mm、今回は6mm以上のトタンですかね。それで設計の中ではガルバニウム銅版とアルミニウムというフッ素カラーを焼き付け塗装をしまして、かぶせ工法とって、それをかぶせていくわけですが、それをしていきますと、あと30年以上もつというように検討で設計に入っているようです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 それは設計上のことであって。私が言っているのはセメントですから、それではもっともつんですよ。あれは腐れないですから。30年と言うけど、これは恐らく設計上だと思うんですよ。向こうは海風が直接、潮水がかかるわけですよ。そうしたら半分以下になるんです。設計上では30年だけど、潮がかかればもっと早いんですよ、腐食は。と思うんですけど、もう一度設計士と話してですね、これは設計変更をする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 與那嶺議員の質疑にお答えいたします。

屋根の構造上もより検討してですね、そして先ほどから話しております塩害。運動公園についてはこれはもう全て塩害ですね。そういったものを中心的に検討してきた設計で計画されているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 設計上といいますけど、あくまでもですね課長、設計上であって、本当の摩耗とか全部いろいろ考えたら早いんですよ、本当に。ガルバニウムでも5mmのやつは10年、20年もつと言うけど、運動公園は10年、20年もたないでしょう。火葬場のガルバニウムがそうだったでしょう。あれは10年もたなかったんじゃない。もう一回取りかえたんですよ。これは普通のところで5mmでやったら20年、30年もちますよ。普通のところだったら。ガルバニウムの5mmですね。6mmといっても1mmしか変わらな

いですからね。1mmでも厚さはいいんだけど、あれは設計上は10年、20年もつ設計上の判断だったはずですよ、恐らく。それをずっと前に、一昨年か去年か交代したでしょう。全面的に。そういうものなんですよ、潮風というのは。台風の後には洗うんだったら別ですよ。ナットの穴のあいたところに塩が溜って、そこから腐れてくるんですよ。それを考えたら、もう一回設計者と話してですね、やる必要があるんじゃないかということなんですよ、私が言いたいのは。もう一回検討する必要があるんじゃないかということです。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの與那嶺好和議員の質疑にお答えします。

再度設計をとということですが、かなりこれを詰めてきました。それで今、塩害のさびの件、例えばボルトをステンにかえるとかですね。そういった工程で少しスタートが延びているわけですね。かなりこれに時間を費やして、先ほどから話しております以前の場合はどぶづけだけという工法だったと思うんですね。それが今回はガルバニウム銅版を使って、アルミニウムの亜鉛合板、そしてフッ素から焼き付けと、さらに手を加えていく。もうこれ以上の施工はないんです。それで再三、ここに力を入れてきたところであります。そして、本日これを先議をしていただいて、早目の着工で進めていきたいと。かなりおくれが出ていた状況ですね、年度末までには間に合わせたいと考えているところであります。資材搬入ですね、そういった問題が生じてきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第62号 工事請負契約について質疑を行います。

このプールが閉館といたしますか、してから村民の多くの方々から、「早く開館しないかな」という声が多くございます。そういうことで、今回、少しおくれましたけど、ぜひ早目にですね、きちんとした工事をやって再開をしていただきたいと思います。それで、この場所は大変塩害が多いところなんですよ。そういうことで、この北側のほうの土手といたしますか、そちらのほうに植樹をして、適正なそこに合う木、また高くなる木、塩害に強い木を植樹して、塩害を少しでも防ぐという方法を考えていく計画を、今後検討しやっていく考えがあるかどうかお伺ひしたいと思います。これはまた冬場の寒さ対策にもなるということでもあります。

それから、この今プールが開いていない期間ですね、早く再開してほしいという声があるわけですけど、そういう中で、これまでいらっしゃった方々がお店とかレストランでもそうですけど、一旦閉店しますと、もとのお客さんが戻るまでですね、相当努力をしてやらないとPRとかですね、いろいろな手を打って割引セールとかいろいろありますけど、そういうことでやらないと、もとお客さんは戻らないと。それをまたより多くしていくための広報宣伝といたしますか、村民への周知徹底、そのあたりのことについてどのようにお考えなのか、お伺ひしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時34分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの吉田議員の質疑にお答えいたします。

植樹についてはですね、ただいま検討はしておりません。ただ、周辺には植えられているのがありますが、まだまだ成長の段階かと思えます。

もう一つにつきましては、プールのおくれをとったということで、要するにプール入場者につきましては、前回活用といたしますか、活用につきましては、またナスクそして体育指導員と言っていますかね、スポーツ推進員の皆さんとも調整しながら、なるべく水泳にかかわる、水にかかわる事業等を促進してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村民がですね、なるべく多く来るように一つ提案したいと思えますけど、広報に載せるということ、それからチラシとか区長会とかですね、ぜひ呼びかけをして、区長会それから女性の会とかですね。各学校とかそういうところに、また再開しますと、いつからどういうふうにやりますと、温水についてはいつからやる予定ですか、いうことを含めてですね、ぜひPRを十分に、これまで以上の方々が来るような努力をするように要望して質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第62号について質疑をしていきたいと思えます。同僚議員からも質疑がありまして、重複しないようにしていきたいと思えますけれども、この予算ですね、請負代金額が6,100万円余り。そのうちタックスが454万4,000円組まれておりますけれども、この内訳ですね。例えば、先ほど同僚議員からの質疑もありましたとおり、屋根あるいは外装、そして温水化などにあてがうということでありまして、その費用ですね、大体でよろしいですので屋根にはどれくらいであるとか、見立てはできているかと思えますので、これだけの数字が上がってきた以上はですね。その辺、大まかな概算でよろしいですので、どれにどれだけだという費用ですね、それに対しての答弁を求めたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 10番久田議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの件につきましては、かなり細かくなってきましたが、ちょっと大まかなほうで説明します。屋内プールにつきましては、直接仮設費ということで500万円。屋根改修で1,800万円余りになりますが、そしてプール改修のほうにつきましては400万円余りと、ちょっと大まかな数字を上げたところでございますが、あとボイラーも入っていきます。これは工事になりますけれども、それはまた別なものになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時42分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 久田議員の質疑にお答えいたします。

今、大まかなものの説明になりますが、直接工事費で屋内プールですね4,100万円以上ということですが、そして電気のほうですね429万円余りになります。建築工事は総額的には6,100万円と大まかに説明しま

したが、初めに説明しましたその中にですね、順番が間違っておりまして、直接仮設費が570万円余り、屋根の改修関係が1,860万円ですかね。そういうのが入ってくるということで説明いたします。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの課長のこの説明でですね、大方この予算の大方の配分は温水化に向けての予算の計上であるというふうに理解をしたところであります。先ほど来、同僚議員からも質疑があつて、かなりこう施設の置かれている環境というのが塩害がひどいということもあつて、劣悪な環境と言っても過言ではないというふうに理解をしております、しっかりですね、この屋根、外装あたりはまた机上の空論にしないでですね、しっかり現場も見ながら施工していただきたいと思います。この施設設置の第一義的な目的というのは、やはり村民の健康の増進、そしてスポーツの振興を図ることにあるというふうに理解をしているところでございますけれども、その最も効率的な運営、あるいは運用を図らなければならないと。これだけの予算を投じていくわけですから。そこで、先ほど同僚議員からもありましたけれども、この利用促進に向けてですね、例えば今、温水プールが利用できないような状況の中で、今後の方向性ですか、運営、運用に向けての。例えばどういった、先ほど温水に向けては10月からと。年明けで10月に来るわけですがけれども、この大方10カ月、やはり利用促進を図る上での今後のいろいろな需要見立てですね、どういった事業を導入して利用促進につなげていくかということの、そういう施策を持ち合わせであればですね、ぜひお聞かせ願いたい、答弁を求めたいというふうに思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 久田議員の質疑にお答えいたします。

利用促進につきましては、前回の定例会でもお話ししましたけれども、現在、以前のプールを活用のときにですね、県外、県内と、ただいまこちらに資料は持ってないのですが、水泳の合宿もやっておりました。そして、そういったところにも再度、すばらしいプールができたよというようなPRをしてですね、誘致をしていきたいと考えております。そして、先ほど来から話をしていますが、ナスクそして福祉保健課と調整をし、要は健康づくりに生かした水泳、トレーニング法とかですね、そういったものも常時、年間通じてできたらと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま課長から答弁がありました県外、県内含めた合宿誘致、非常に私も賛同を得ているところでありますけれども、那覇市、中南部あたりの高校、特に私は陸上を通して知り合いが結構いるんですが、やはりそういう合宿誘致に力を入れているという答弁ではございましたけれども、そういうパンフレット、資料が手元にないと。例えば冬場の合宿等々に向けてもですね、非常に陸上に絞つてというわけではないのですけれども、やはり隣接するグラウンドもありますし、全天候型で天候にも左右されないという好条件を生かしてですね、ぜひこれは合宿誘致にもっと各高校あるいは中学校、例えば沖縄市でいえばアンテロープクラブであるとか、そういうところも含めてですね、もう少し各高校あるいは中学校の招聘活動に力を入れていくべきではないのかなと、全く私の知り合いの教員の方々には、そういう施設があるというのもあまり知られていないところがありまして、そうすることによって宿泊施設の利活用、あるいはバンガローですね。冬場に向けての目玉というのは、そういう温水プールを最大限に生

かしてですね、陸上に限らずスポーツ、あらゆる面で誘致活動にもう少し力点を置いてやっていくべきではないのかなというふうに思っております。それで、これだけ大きな予算を投じていくわけですから、やはり対価を求めるのは当然でございます。費用対効果ですね。やはりその6,100万円余りも投じて健康増進、そして本村においての医療費の抑制ですね、それにつながっていくのであれば、これはもう非常に福祉行政にも大きくこれは寄与するものであるというふうに理解をしているところであります。それでですね、今後、先ほども申し上げましたとおり、スポーツ合宿等々のさらなる誘致活動に力を入れて、そして福祉行政との連携を密にしてですね、そういう温水プールを最大限に生かしていく施策というのも今後持ち合わせていくべきだと思っておりますけれども、課長の踏み込んだ答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 10番久田議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの件につきましては、PRですね。PRにおかれましては、これは徹底的にやっていくということで、前回にもお話ししたところでございまして、各学校ですね、県内学校にも今帰仁村にはそういうのがあるんだよということで周知徹底していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第62号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第62号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 「現場踏査」を議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

本日は現場踏査終了後、散会します。ご苦労さまでした。

(現場踏査後 散会)